

災害対策特別委員会が想定する災害発生時の議会体制（案）

1. 基本的な考え方

災害発生時の議会体制については、当委員会が視察した春日部市議会の対応要領や、東日本大震災の経験を基に仙台市議会が策定した対応指針等を踏まえ、委員会としての基本的な考え方を以下のとおり整理した。

- (1) 災害発生時の議会の体制や議員・会派の行動等について、行動指針等を策定する必要があること
- (2) 上越市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の災害対策を支援するため、議会の体制として、（仮称）上越市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置し、対策本部との役割分担を整理した上で、積極的に災害対策支援に取り組む必要があること
- (3) 議員・会派の行動を規定するとともに、議員・会派が議会として組織的に災害情報を収集する仕組みについて検討する必要があること
- (4) 本会議や委員会開会時に災害が発生した場合に備え、定期的な訓練が必要であること

2. 議会の体制（支援本部）について

- (1) 設置基準 対策本部の設置基準と同じ（震度5強以上、津波警報発令等）
- (2) 本部構成 各派代表者会議の構成員に準ずる
本部長 …… 議長
副本部長 …… 副議長
本部員 …… 各会派の代表者
- (3) 業務内容
 - ① 議員の安否確認を行うこと
 - ② 議員の安否情報や議員・会派が収集した災害情報・市民要望を集約して対策本部に提供するなど、対策本部の災害対策に資するために必要な協力・支援を行うこと
 - ③ 議員・会派に適時適切な情報提供を行うこと
 - ④ 国・県等に適時適切な要望活動を行うこと等

3. 議員・会派の行動について

- (1) 支援本部に安否報告を行うこと
- (2) 災害発生初期には、被災者の安全確保や避難所への誘導等、一市民として可能な範囲で活動すること
- (3) 収集した災害情報・市民要望を支援本部に報告すること

4. その他

- (1) 災害発生時の議会や議員・会派の役割は、災害の規模や発生時の状況、時間の経過等により変化するものであり、また、議員自身や市役所の庁舎が被災することも想定し、柔軟な対応ができるよう体制を検討する必要があること
- (2) 支援本部の業務内容に応じて、サポートする議会事務局の体制についても考慮する必要があること（平成 25 年度は約半数の議会事務局職員が避難所対応職員となっており、また、議会事務局職員自身が被災することも想定する必要がある）